

○鯖江広域衛生施設組合監査委員の公印規程

（昭和58年5月26日）
（監査委員訓令第1号）

（目的）

第1条 この規程は、鯖江広域衛生施設組合監査委員の公印の種類、管守、使用等について必要な事項を定めることを目的とする。

（公印の種類、管守者等）

第2条 公印の種類、形状、寸法および管守者は、別表のとおりとする。

（公印の管理）

第3条 公印の管理に関する事務は、代表監査委員が処理するものとする。

（公印台帳）

第4条 鯖江広域衛生施設組合事務局長は、公印台帳を備え、公印の調製、改刻または廃止のつど必要事項を記入し、整理しておかななければならない。

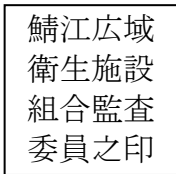
（組合規則の準用）

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は鯖江広域衛生施設組合公印規則（昭和58年鯖江広域衛生施設組合規則第1号）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表

公印の名称	寸 法 (単位センチ メートル)	ひ な 型	使用範囲	管守者	箇 数
監査委員印	方 2.1		一般文書用	代表監 査委員	1